

令和 3 年 度

定期監査結果報告書（後期分）

甲賀市監査委員

本報告書は、令和3年度定期監査のうち、令和4年1月から2月の実施分を後期分としてその結果を報告するものである。

(以下の文中の年月日等の表記において、特に年の記載がない場合は、令和3年度中の当該月日等を指すものである。(例：11月＝令和3年11月、1月4日＝令和4年1月4日))

1 監査の対象

- | | |
|--------------|-------------------------------------------------|
| (こども政策部) | 子育て政策課、発達支援課、保育幼稚園課 |
| (産業経済部) | 商工労政課、観光企画推進課、農業振興課、農村整備課、
林業振興課 |
| (建設部) | 都市計画課、建設管理課、建設事業課、住宅建築課、
公共交通推進課 |
| (会計管理者の補助組織) | 会計課 |
| (教育委員会事務局) | 教育総務課、学校教育課・教育研究所、社会教育スポーツ課、
歴史文化財課 |
| (行政委員会) | 議会事務局議事課、監査委員事務局、公平委員会、
固定資産評価審査委員会、農業委員会事務局 |

2 監査の期間

令和4年1月19日(水)から2月2日(水)まで

3 監査の方法

この監査は「甲賀市監査基準」に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。そのために監査資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、予算及び事務事業の執行状況の確認や証拠書類との照合、現場確認を実施した。

なお、具体的な着眼点は主に次のとおりとした。

- (1) 事務事業は予算や計画に基づいて適正に執行されているか。

- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- (4) 所管する現金及び預り金等の管理は適正に行われているか。
- (5) 債権の管理は適正に行われているか。
- (6) 市税、手数料等の収納金に係る事務は適正に行われているか。
- (7) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (8) 従来の指摘事項等は是正されているか。

4 監査の結果

各監査対象の事務事業は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。なお、指摘事項には至らないが、所見を個別に記した。

5 監査の概要

【子育て政策課】

(1) 監査年月日

1月19日(水)

(2) 業務概要

子育て政策課の業務は、子育て政策係が担当する子ども・子育て支援に関する計画の策定及び推進、子ども・子育て応援団会議、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童クラブ、地域子ども・子育て支援事業、ひとり親家庭の支援、児童公園及び児童遊園、家庭教育、こにちは赤ちゃん事業に関すること、家庭児童相談室が担当する児童福祉の相談及び指導業務、児童虐待及びドメスティック・バイオレンス、要保護児童対策地域協議会、里親に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員9人を含む25人体制で行われている。

(3) 監査事項

子ども・子育てを取り巻く社会情勢が変化する中で、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を総合的に行えるよう、子どもや保護者、家庭の問題に関する広範な業務に取り

組んでいる。

保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後の遊びや生活の場を提供している児童クラブは、公設民営（指定管理）が17か所あり、待機児童を出さないよう順次施設整備を進めている。また、2か所ある民設民営の児童クラブの運営に対して助成を行っており、今後も事業者を募集し、児童数の増加が課題となる地域への新規参入を進めていく予定である。

子育て支援センターでは、子どもへの虐待防止や子育て不安の軽減のため、子育てコンシェルジュや学齢期相談員が中心となって利用者の支援を行っている。また、施設を利用していない方への支援のため、子育て支援センターと保健センター（母子保健型）の連携した仕組みを活用し、隠れたニーズの掘り起こしに取り組んでいる。

家庭児童相談室では、児童虐待をはじめとする児童・家庭に係る相談や通告を受け、必要に応じて緊急的な児童保護等の対応を行っている。その数は増加傾向にあり、内容も複雑・多様化、深刻化しており、関係機関との連携、調整がますます重要となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響が要因とみられる児童虐待等に早期に気づくため、子どもの見守り支援を補助事業として実施している。相談支援体制や専門性の強化が必要となっていることから、研修会等へ積極的に参加するなど、職員の専門性の向上を図っている。

（4）所見

子育て世帯生活支援特別給付金事業について、給付後に受給資格がないことが判明した場合は、給付金の返還など事務処理を万全に願いたい。

子育て世代包括支援事業については、子育て支援センターと保健センターが連携し、情報共有により隠れたニーズを把握して支援に取り組まれない。

行政財産の目的外使用許可等は、一覧表を用いての使用料や期日などの確認に万全を期されたい。

放課後児童クラブ使用料の調定について、過年度分が未調定であったのでチェック体制を構築されたい。

【発達支援課】

(1) 監査年月日

1月19日（水）

(2) 業務概要

発達支援課の業務は、発達支援係が担当する乳幼児期、学齢期及び青年・成人期の心理・教育・発達の相談、児童早期療育支援センター、適応指導教室に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員4人を含む13人体制で行われている。

(3) 監査事項

発達の特性等により、支援を必要とする人の発達及び自立の支援に関する各種施策を部局横断的かつ継続的に連携して推進するため、発達支援システム推進会議を開催している。

4月1日に、児童福祉法に規定する障害児及び心身の発達に課題のある就学前の児童等並びにその保護者に対し支援を行う施設として甲南地域市民センター内に「児童発達支援センターつみき」を開設した。本施設は、これまで「こじか教室」で行っていた業務に加え、従来の「幼児ことばの教室」の機能も兼ね備えた本市の子育て支援の中核をなす施設となっている。年々、発達障がいと疑われる子どもの数は増加しており、より専門的知識を有すること、また保護者同伴施設として保護者への心身両面でのサポートが重要となっている。

適応指導教室は、不登校など学校不適應の児童生徒が安心できる居場所であり、学校への復帰や新たな進路に踏み出すための場として市内3か所で運営されている。

(4) 所見

児童発達支援センターつみきの開所に伴い、新たな課題への対応など、引き続きの支援をお願いします。

職員の研修について、課長には復命書へのコメントの記入と研修で得た情報の共有化をお願いします。

【保育幼稚園課】

(1) 監査年月日

1月19日（水）

（2）業務概要

保育幼稚園課の業務は、管理係が担当する保育園及び幼稚園の管理運営や入退園、広域入所、保育料及び保育園・幼稚園の主食費、副食費の決定と徴収、私立保育園の給付費、補助金に関すること、指導振興係が担当する保育園及び幼稚園経営の指導・助言、就園指導・相談、特別支援教育、保育園及び幼稚園の安全・保健衛生・環境衛生に関すること、保幼施設整備室が担当する幼保再編計画の推進、保育園・幼稚園施設の維持補修に関することなどであり、課長兼務の管理監以下会計年度任用職員2人を含む25人体制で行われている。うち管理栄養士1人、看護師3人が配置されている。

（3）監査事項

核家族化や就労形態の多様化により、保育園のニーズは従来に増して高まってきている。特に低年齢児の就園率が高まっており、特別支援を要する園児も増加傾向にある。

一方で、市内の一部の園では、園児数の減少に伴い子どもの集団が形成しにくくなっており、今後においては、子どもの視点に立った適正な規模への推進や職員の適正配置が課題となっている。

現在、公立の幼稚園・保育園は18園（休園中を除く。）あり、そのうち昭和56年以前の建物が8園（耐震化済の園を除く。）となっている。老朽化している園については、幼保再編計画と長寿命化計画を並行して実行し、子どもにとってより良い保育環境を提供できるよう整備を図っている。また、保育・教育サービスの充実を図り、効率的な園運営を行うためには民間活力を導入することが有効であり、上記再編計画に基づき、水口東・岩上、伴谷、甲南の統合認定こども園の整備事業を進めている。

（4）所見

保育料の分納について、分納誓約の流れに基づき、引き続き、適正管理に努められたい。

園舎の耐震性調査について、診断結果による要補強等を想定し、できるだけ早く進められたい。

新型コロナウイルス感染症について、保育士等は感染リスクが高く、ストレスも溜まって大変だと思われるので、管理職からの現場での声掛けと労務管理をお願いする。

【商工労政課】

(1) 監査年月日

1月27日(木)

(2) 業務概要

商工労政課の業務は、商工労政係が担当する労働政策、企業内人権啓発推進、就労対策に関すること、新産業振興係が担当する商工業振興、地場産業振興、企業誘致、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時経済対策に関すること、女性活躍推進室が担当する男女共同参画、女性活躍推進に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員6人を含む16人体制で行われている。

(3) 監査事項

就職を希望する新規学卒者、若年者、新型コロナウイルス感染症拡大により離職を余儀なくされた方を対象に、湖南省と合同でJOBフェア(合同就職面接会)を実施した。出展企業は40社で参加者数は延べ63人あり、本市では5社5人が内定となっている。また、市内企業・事業所における人材不足や小規模事業者の継承者不在が顕在化しており、地元企業PRや求職者とのマッチングを推進し、若年者等の就労促進と市内企業・事業所の人材確保を図っている。

女性の力を最大限発揮し、女性が社会で活躍できるよう合同就職面接会をはじめ、就労や起業、キャリアアップへの支援を行った。また、従業員が育児、介護等で離職することなく働き続けられるよう、企業の働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進を図った。

地域経済好循環創出事業では、各種支援金・補助金の交付により新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている市内小事業者等への支援を行った。また、地域経済の好循環を生み出すため、地域経済応援クーポン券を全世帯に配布した。

子育て応援・定住促進リフォーム事業は、住環境の向上による三世帯同居・近居の促進や空き家の活用と再生により、流出人口の抑制と経済の活性化につなげることを目的としており、317件の交付決定を行っている。

(4) 所見

陶業後継者育成修学資金貸付返還金について、債務者毎のデータの一元化により、適

正管理に努められたい。併せて、分納など、修学生に寄り添った対応をお願いする。

予算の執行状況について、コロナ禍で各種の経済対策を行っていただいたが、執行率が8割程度であることから、商工会と連携を密にし、効果的な事業執行に取り組まれない。

ワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進については、目に見える形で実施していただいているので、市役所内でも課題を整理され、取組を進めるようお願いする。

くすり学習館の公金管理については、「公金等取扱事務ガイドライン」に基づき整理されたい。

【観光企画推進課】

(1) 監査年月日

1月27日(木)

(2) 業務概要

観光企画推進課の業務は、観光振興係が担当する観光振興、忍者PR、観光協会に関すること、地域資源振興係が担当する地域資源の活用、観光施設の管理運営・整備に関すること、ロケーション推進室が担当するロケ支援・誘致やメディア活用・対応、NHK連続テレビ小説「スカーレット」を活用したプロモーション事業に関する事などであり、課長兼務の次長以下13人体制で行われている。なお、13人のうち3人は歴史文化財課との併任となっている。

(3) 監査事項

観光客誘致推進事業では、観光インフォメーションセンター甲賀流リアル忍者館の運営を一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会に業務委託し、日本遺産「忍びの里・甲賀流忍者」のPRと市内全域の観光案内を実施している。また、市内に点在する歴史文化・地場産業等の観光資源の発掘や磨き上げを行い、甲賀流リアル忍者館を起点とした周遊型体験プログラムや観光メニューを造成し、点在する観光資源を周遊ルート化させることで、市内観光産業の活性化を図っている。

日本遺産活用事業では、伊賀市と本市等とが共同で設立した「忍びの里伊賀甲賀忍者協議会」を中心に両市の観光協会とともに観光客の受入体制を構築していくためのガイ

ドの育成等を行っている。今年度は、忍びの里サイクリングコースのパンフレットを製作した。

ロケーション推進事業では、「スカーレット」のロケ地等を活用した観光客の受入体制整備やロケツーリズムにつなげるための取組を行っている。また、「スカーレット」の俳優を迎え、市内ロケ地を中心に本市のPR動画を制作しており、プロモーションビデオを活用した観光誘客事業を展開させる予定である。

道の駅あいの土山運営事業では、新名神高速道路開通後、国道1号の交通量減少などにより利用者数や売上が減少傾向となっている道の駅について、再整備基本計画の策定を進めている。

(4) 所見

観光資源の活用について、プロモーションビデオを活用するなど、効果的な方法を検討されたい。併せて、住民への広報をお願いする。また、他部局との連携により、全庁的な取組となるよう検討されたい。

補助金交付団体への検査については、交付要綱に基づき、実施を検討されたい。

【農業振興課】

(1) 監査年月日

1月27日(木)

(2) 業務概要

農業振興課の業務は、農政係が担当する農業振興計画、農業振興地域の整備、農業後継者育成、耕作放棄地対策、農業構造改革、都市農村交流事業、中山間地域等直接支払交付金、担い手育成に関すること、農業振興係が担当する米穀の生産振興と生産調整、茶等特産物の生産振興、環境保全型農業直接支払交付金、薬用作物の産地化推進に関することなどであり、課長兼務の次長以下会計年度任用職員2人を含む10人体制で行われている。

(3) 監査事項

特産品振興では、水稻一辺倒の農業経営からの脱却の中心となる野菜の生産に対し、ハウス設置や生産用管理機械導入など市独自の支援策を進め、生産者の負担軽減と野菜

生産の推進を図っているが、特産品と呼べる品種の増産には至らず、少量多品目の生産状況となっており、JA等関係機関と連携を図りながら、甲賀の野菜の生産と販路拡大を図っている。

薬用作物産地化推進事業では、市内農業者をはじめ大学や企業、金融機関等と連携し、農家の所得向上につなげる取組として、市場への安定供給が可能なドクダミを中心に、本市に適した栽培方法を確立する産地づくりを推進している。

都市農村交流推進事業については、今年度も中学校の教育旅行を中心に受入れを予定していたが、コロナ禍のため事業を休止している。また、教育旅行だけでなく個人旅行の民泊受入れを要望されている家庭もあり、幅広い受入れの展開を検討している。

(4) 所見

リーフ茶消費拡大推進業務について、消費拡大につながるように、委託内容を検討されたい。

人・農地プラン作成推進交付金について、改良組合に対し作成支援のPRをお願いする。

補助金交付団体への検査については、交付要綱に基づき、実施を検討されたい。

【農村整備課】

(1) 監査年月日

1月27日(木)

(2) 業務概要

農村整備課の業務は、農村整備係が担当する団体・県営の土地改良事業及び土地改良施設の維持管理、国営造成施設管理事業、野洲川基幹水利施設管理事業に関することなどであり、課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員5人を含む12人体制で行われている。

(3) 監査事項

土地改良施設について、設置後50年を経過して耐用年数を迎えつつあり、毎年の維持補修に多くの費用を要している状況である。直轄管理施設である広域農道においては、今年度から3か年をかけて県営で鹿深2地区の農道・集落道整備事業として、土山

町徳原から甲賀町小佐治間の舗装等の大規模な修繕工事に着手され、現在、土質調査を基に実施設計が行われている。

ハザードマップ作成の対象となっている農業用ため池は81池あり、その内18池を県土地改良事業団体連合会に委託しており、今後2池を追加して計20池となる予定である。

また、不要となったため池の廃止工事は4池で、安全対策、耐震など長寿命化については、今年度は5池の設計業務を進めている。

(4) 所見

人材育成について、農業土木技術士の資格取得に努力されたい。また、ミスを抑制するため、十分に知識を習得されるようお願いする。

【林業振興課】

(1) 監査年月日

1月27日(木)

(2) 業務概要

林業振興課の業務は、林業振興係が担当する森林整備計画、林産物の生産振興、造林・保育事業、森林病虫害防除、琵琶湖森林づくり事業、林業施設の維持管理、治山事業、森林組合及び生産森林組合、森林及び林道災害復旧事業に関すること、獣害対策室が担当する有害鳥獣の防除・捕獲、地域への指導、ニホンザル行動域調査に関すること、全国植樹祭推進室が担当する全国植樹祭に関することなどであり、課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員5人を含む13人体制で行われている。

(3) 監査事項

鳥獣害対策事業では、農作物被害と生活環境被害を防止するため有害鳥獣の捕獲と防除の事業を進めており、12月末現在の捕獲数は、昨年同時期に比べ、ニホンジカ、イノシシ、サル、アライグマなど全てにおいて減っている状況である。今年度の防除対策については、地域の自力施工により、侵入防止柵は1集落3,050メートルが施工されている。農作物被害については、そのほとんどがニホンジカとイノシシによるもので、侵入防止用の目隠しネットを支給し、事業効果を検証の上、拡充を行う予定であ

る。

また、捕獲では、猟友会等の捕獲従事者の高齢化と減少のため地域ぐるみの捕獲体制の整備が不可欠であり、引き続き、法定猟具購入や狩猟免許取得への支援を行うとともに、甲賀地域獣害対策協議会と連携し、貸出用の捕獲檻等の整備充実を図っている。

森林境界明確化推進事業は、山の境界を定めていく事業で、令和3年度は20団地、200ヘクタールを委託しており、現在、24地区で集落説明会、立会、測量を行っている。

鹿深夢の森を主会場として、令和4年6月5日に開催される「第72回全国植樹祭」が、本市の森林整備と林業振興につながる盛会な大会となるよう、オール甲賀で準備を進めている。「第72回全国植樹祭甲賀市推進協議会」及び「関連事業委員会」を開催し、市民の林業等に対する関心と理解を高め機運の醸成を図るとともに、主会場周辺の間伐等の実施により景観等の保全を行っている。

(4) 所見

森林組合への事業補助について、毎年同様ということではなく、費用対効果を勘案の上、対応されたい。

補助金交付団体への検査については、交付要綱に基づき、実施を検討されたい。

【都市計画課】

(1) 監査年月日

1月24日（月）

(2) 業務概要

都市計画課の業務は、都市計画係が担当する区域区分、立地適正化計画、地籍調査、景観対策に関すること、開発指導係が担当する開発許可、開発事業の事前協議に関すること、都市基盤整備室が担当する甲南駅及び貴生川駅周辺整備事業、土地区画整理事業、工業団地の創設に関することなどであり、課長以下14人体制で行われている。

(3) 監査事項

都市計画マスタープランにおいて「地域拠点」「交通拠点」に位置づける貴生川駅周辺エリアでは、都市機能の集積による「利便性と魅力の向上」、道路整備による「新た

な人の流れの創出」、都市計画の変更や住宅基盤整備による拠点形成を進めている。令和3年度・4年度の2か年で貴生川駅周辺整備事業基本構想を策定する。

甲南駅周辺整備事業については、甲南駅南口及び北口の広場整備、市道甲南駅北1号線の用地購入及び建物移転補償を行うなど、駅へのアクセス道路の整備を行っている。

(仮称)虫生野東部土地区画整理事業については、事業化を進めるため、地権者への説明会の開催、対象区域の測量及び調査業務を実施している。

また、甲賀土山IC周辺工業団地整備事業では、第1期整備は4月に造成工事が完了した。分譲宅地についても全区画が売却済みとなり、事業完了に向けた手続を進めている。その隣接地の第2期整備は、事業実施に向けた調査業務を行っている。

(4) 所見

貴生川駅周辺整備事業及び甲南駅周辺整備事業は、計画に基づく適正な進捗管理に引き続き取り組まれない。また、貴生川エリアプラットフォームの立ち上げについては、人口流出を留める機能を見据えた積極的な取組を進められたい。

太陽光発電施設の設置に係る対応について、景観と災害・安全の観点から、引き続き研究をお願いする。

【建設管理課】

(1) 監査年月日

1月24日(月)

(2) 業務概要

建設管理課の業務は、道路河川係が担当する道路・河川の維持管理、市道及び法定外公共物の財産管理、道路法・河川法等に基づく各種申請・許可に関すること、公園緑地係が担当する公園・緑地の整備及び維持管理に関することなどであり、課長兼務の管理監以下会計年度任用職員8人を含む20人体制で行われている。

(3) 監査事項

道路パトロール事業は、総延長1,197キロメートルにも及ぶ市道管理として、職員がパトロール車2台により巡回・点検を行い、危険箇所を発見した場合は、安全対策や補修を行うなど、安全安心な市道管理に努めている。また、道路河川に係る区・自治

会の要望については、効率化を図るため簡易回答の運用をはじめとして、今年度からLINEによる通報システムを導入し、市道等の情報を得ているが、依然として件数が多く対応に苦慮している。

都市公園施設長寿命化事業では、市が管理する都市公園22か所について、建設から30年以上経過した公園が9か所、10年後には18か所となる見込みであり、従来の事後保全型から予防保全型へと転換し、公園施設の長寿命化を図ることを目的として、重点的かつ効率的な維持管理・更新を長期的な視点で捉え、将来的な負担軽減を図る公園施設長寿命化計画を策定しており、今年度は水ロススポーツの森の防球ネット改修工事や同施設の高圧受電設備の修繕工事を行っている。

(4) 所見

行政財産の目的外使用許可等について、法定外公共物で免除としたものも含め、適正管理に努められたい。

道路パトロールについては、早期の対応により事故発生の防止につながるので、引き続きの対応をお願いする。

【建設事業課】

(1) 監査年月日

1月24日（月）

(2) 業務概要

建設事業課の業務は、建設第1係と建設第2係が担当する道路、橋りょう及び河川等の工事設計・施工・監督と維持補修、急傾斜地崩壊による災害の防止、災害復旧事業に関すること、事業調整係が担当する道路・水路等用地の取得及び登記、国道・県道・高規格幹線道路、一級河川の整備に関することなどであり、課長以下再任用職員1人、会計年度任用職員1人を含む14人体制で行われている。

(3) 監査事項

市道維持補修事業では、区・自治会等の要望に対する維持補修や子どもの移動経路安全プログラムに基づき、通学路等の危険箇所に対して施設整備を実施し、交通安全対策の促進、事故防止を図っている。また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁修繕を実

施し、安全安心なまちづくりを進めている。

補助道路新設改良事業では、市道新町・貴生川幹線内貴橋架替事業を継続して実施し、安全安心な道路整備を進めている。

国道や県道に係る道路整備促進事業では、名神・新名神・名阪を南北につなぐ名神名阪連絡道路について、期成同盟会等で要望活動や勉強会、建設促進大会等を実施し、整備促進を図っている。

(4) 所見

区・自治会からの要望について、LINEによる通報など、多くの対応が必要になるが、丁寧な回答をお願いします。

【住宅建築課】

(1) 監査年月日

1月24日（月）

(2) 業務概要

住宅建築課の業務は、公営住宅係が担当する公営住宅の計画及び入退去、維持管理及び運営、住宅使用料の徴収、民間賃貸住宅家賃補助に関すること、建築係が担当する公共建築物の新築及び改修、建築確認及び建築許可申請書の受付や確認通知書の交付、耐震及びアスベスト対策、ブロック塀等撤去事業補助金に関すること、空家対策室が担当する空き家バンク、空家等対策協議会の運営に関することなどであり、課長兼務の管理監以下会計年度任用職員2人を含む11人体制で行われている。

(3) 監査事項

市営住宅管理業務について、現在29団地497戸を管理しているが、その内7団地178戸については長寿命化工事等を実施し、それ以外の23団地319戸については、旧耐震基準の建物であり今後6年以内に全ての住戸が耐用年数を経過することから入居募集を停止している。これらの建物の維持管理は行うが、住替えを促すことにより、空き家となった住棟から順次用途廃止を進めている。今年度は、空き家となった住棟を解体するとともに、給排水設備等の修繕工事と、広芝団地1号棟の電気温水器5台と住宅用火災警報器の更新工事を13団地で行っている。また、民間賃貸住宅家賃補助

事業として、民間の賃貸住宅に入居する低額所得者に対して家賃の一部等を補助している。

住宅使用料の徴収については、税・料金等収納向上対策強化計画（アクションプラン）に基づき、目標収納率を現年度97.83パーセント、過年度25.35パーセントとして、年4回の文書催告のほか、戸別訪問や個別相談の随時実施、分納誓約の履行監視を行い収納率の向上に取り組んでいる。

（4）所見

住宅使用料について、分納誓約の管理状況など^{しっかい}悉皆調査を行い、適正管理に努められたい。併せて、延滞金の徴収についても、承認の^{しっかい}手続などを適正に行うようお願いする。

【公共交通推進課】

（1）監査年月日

1月24日（月）

（2）業務概要

公共交通推進課の業務は、公共交通推進係が担当する総合交通体系に係る調整、既存鉄道の運行機能等の強化及び関連施設の整備、コミュニティバス対策、地域路線バス対策、信楽高原鐵道及び第三種鉄道事業者に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む6人体制で行われている。

（3）監査事項

市民の日常の交通手段として、市内全域にコミュニティバス路線やコミタクエリアを設定し交通網を構築するとともに、中山間地域の活性化のため、田村神社からJR南草津駅までの直行便を運行している。令和5年度のバス路線の大規模な再編に向け、乗降センサーの設置や先進事例の研究、利用状況の調査を実施している。また、バス路線を補完する手段として、地域が主体的に実施する自主運行の導入について協議を行っている。

第三種鉄道事業者として、安全安心な輸送手段を確保するため、信楽高原鐵道施設の財産管理や施設整備を行うとともに、信楽高原鐵道株式会社の筆頭株主として、安定経

営に資する取組に対して助言や支援を行っている。鉄道施設はその性質上、他の一般土木工事以上に専門性を必要としており、鉄道事業の経験を有する技術指導員を雇用して対応しているが、今後も引き続き鉄道事業に関する十分な専門知識を有する職員の育成が必要となっている。

近江鉄道については、沿線市町や県、近江鉄道株式会社等が沿線地域の公共交通のあり方についての検討を行っている。令和4年度からは本格的に自治体による支援を開始し、令和6年度からは公有民営方式による上下分離での運行がスタートする予定である。今年度は、令和4年度中に設立する第三種鉄道事業者となる施設管理団体の詳細な組織運営等に関する協議を進めている。

(4) 所見

鉄道施設整備について、積極的にその推進に取り組まれている。引き続き、利用促進についての課題解決に取り組まれない。

職員の研修について、復命書もしっかりと丁寧に書かれており、研修で得た情報の共有化をお願いする。

【会計課】

(1) 監査年月日

1月24日（月）

(2) 業務概要

会計課の業務は、審査係が担当する収入・支出調書の確認・審査、支払処理に関すること、出納係が担当する収納済通知書の確認及び収納、物品の出納保管に関することなどであり、会計管理者以下会計年度任用職員2人を含む8人体制で行われている。

(3) 監査事項

支出事務については、年度初めに全所属を対象とした財務会計事務研修会を開催しているが、昨年に引き続きコロナ禍のため開催を見送り、各職員が個別に研修する方法とした。また、審査係では、財務規則、その他関連法規に適しているかの審査及び指導を行っているが、不備や指摘があった伝票については、その削減に向け所属長宛に返却して、着実な審査がされるよう決裁過程でのチェック機能の強化を図っている。

また12月には、現金及び領収印の取扱いについて基本的な指針を示す「公金等取扱事務ガイドライン」を作成し、各部署の出納員と現金取扱員は、会計管理者の事務を補佐する職員としての身分を併せ持っていることを全庁に周知するとともに、現状に見合った具体的な事務処理マニュアルを作成するよう促している。

(4) 所見

公金の管理について、引き続き、適正管理に努められたい。

【教育総務課】

(1) 監査年月日

2月2日(水)

(2) 業務概要

教育総務課の業務は、総務企画係が担当する教育委員会の会議、教育行政に係る企画立案及び調整、教育委員会事務の点検及び評価に関すること、施設係が担当する学校及び社会教育施設の管理運営、教育財産の管理、学校その他教育機関の設置及び廃止並びに整備計画に関すること、学校給食係が担当する学校給食センターの管理運営、給食費の費用徴収に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む13人体制で行われている。

(3) 監査概要

幼保・小中学校再編計画(基本計画)については、対象となる19全ての再編検討協議会において地域の意見をまとめて報告された。現在の再編計画策定の基礎となった「小中学校適正規模等検討委員会」の答申から12年が経過し、急激に変化する時代の中、改めて「子どもたちにとってより良い教育のあり方」について議論を深めていく必要があることから、「甲賀市小中学校教育のあり方審議会」を設置し検討を行っている。

各学校施設については、老朽化に対する大規模改造事業に計画的に取り組んでおり、今年度は城山中学校大規模改造工事を実施している。また、小中学校施設長寿命化計画に基づき学校施設の長寿命化改良事業を実施しており、今年度は土山中学校長寿命化改良工事の設計業務委託を行っている。

給食費の現年度の収納率は例年99パーセント以上であるが、生活保護や就学援助制度の対象とならない滞納者への対応が必要となっている。各学校の事務職員と連携し、現年度の収納率向上、過年度債権の回収のため、電話での催告の徹底のほか、担当による訪問や学校での面談を予定している。その他、分納誓約による納付や児童手当からの徴収等により滞納の解消に取り組んでいる。

(4) 所見

行政財産の目的外使用許可等について、使用料の管理は重要であり、台帳整備と収納管理を適正に行われたい。

給食費について、分納誓約の管理状況を確認するため、一度、^{しっかい}悉皆調査を実施されたい。併せて、延滞金の徴収についても、承認の^{しっかい}手続などを適正に行うようお願いする。また、徴収事務の効率化についても検討されたい。

【学校教育課】

(1) 監査年月日

2月2日（水）

(2) 業務概要

学校教育課の業務は、指導教職員係が担当する学校経営管理、労働安全衛生管理、教職員の人事及び評価に関すること、教育支援係が担当する就学支援、小中学校における特別支援教育、教育相談事業に関すること、学務係が担当する学齢簿の編成保管、就学援助（要保護・準要保護）、学校の安全、保健衛生及び環境衛生に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員4人を含む20人体制（うち8人は教職員）で行われている。

(3) 監査事項

学習への意欲の向上や目的を定め、自ら学ぶ力を育てていくため、教科担任制を貴生川小学校の5・6年生で先行導入し、教科学習の専門的指導の充実を図っている。

I C T教育環境整備事業では、1人1台の児童・生徒用タブレットを導入し、児童生徒の主体的な学びを育てるためのI C T教育を実施している。授業の支援や指導力の向上のためI C T支援員を全小中学校に配置するほか、大型提示装置の配置や端末持ち帰

り学習を実施して学習意欲の向上を図っている。

学校不適応支援事業では、鳴門教育大学への委託により市内全小中学校で年2回の調査を行い、抽出校4校の学校訪問や教職員への講話、不登校等のケースワーク指導を行った。調査結果は報告書にまとめ、全校配布を行っている。

保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的としたコミュニティ・スクールについては、先行実施校2校の実践を参考に、準備予定校10校を対象に研修会を実施し、市内に広げていく。

(4) 所見

奨学金貸付金について、分納誓約書の無いものがあるので、適正な事務処理をお願いする。

I C T教育について、児童生徒には1人1台のタブレットが導入されていることから、有効活用できるよう取り組まれない。

教育後援会からの寄附について、本来、学校側が整備すべきものの整理をお願いする。

【教育研究所】

(1) 監査年月日

2月2日(水)

(2) 業務概要

教育研究所の業務は、教職員の研修、学力向上・教員資質向上のための教育調査研究、教育に関する相談及び指導に関することなどであり、会計年度任用職員の所長以下5人体制で行われている。所長を除く4人は、教職員2人、県費派遣職員1人、学校教育課兼務の事務職員1人である。

(3) 監査事項

調査研究では、主体的に学び続ける教職員の育成と、児童生徒が学びを実感する授業改善を目的として各種調査研究を実施している。研究校及び研究推進委員を公募制にし、3校の研究協力校と9人の研究推進委員の応募があった。研究の成果は、研究紀要

や研究所だよりなどで県内・市内に広めるとともに、明らかになった有効な手立てを市内各校に広めている。

教職員対象の研修については、今年度は、初任者研修に加え、学校マネジメント研修やミドルリーダー研修といった、ライフステージ毎の研修を重点研修として実施している。近年、退職教職員の増加に伴い、新規採用教職員が増え、若手教職員が占める割合は増加傾向にある。そのため、経験年数に応じた指導力をいかに養うのか、将来の管理職の育成をいかに図るかが喫緊の課題となっている。さらに、今日的な課題であるICT教育などの新たな学びに対応した研修の充実に努め、指導方法の工夫改善が必要となっている。

教育研究奨励事業では、個人及びグループでの意欲的かつ創意あふれる学習指導法の改善並びに、学校・学年・学級の経営充実に係る研究を奨励するために論文を募集している。応募論文は市内の学校に公開し、研究の成果を広める予定である。

(4) 所見

コロナ禍ではあるが多くの研修を実施いただいております。報告書の更なる活用に向けた検討をお願いします。

【社会教育スポーツ課】

(1) 監査年月日

2月2日(水)

(2) 業務概要

社会教育スポーツ課の業務は、文化係が担当する文化・芸術の振興、社会教育・生涯学習の推進、社会教育関係団体の育成及び連携、公民館・図書館・文化施設の維持管理・運営に関すること、青少年育成係が担当する青少年の健全育成、青少年育成団体活動支援、青少年研修センターの維持管理・運営に関すること、スポーツ係が担当するスポーツの普及振興、スポーツ施設の維持管理・運営、スポーツ推進委員、学校施設開放、総合型地域スポーツクラブ、社会体育事業における指導・助言に関すること、国スポ・障スポ推進室が担当する国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の準備、東京オリンピック・パラリンピック事業に関することなどであり、課長以下会計年度任用職

員2人を含む16人体制で行われている。なお、うち2人は人権推進課との併任である。

(3) 監査事項

生涯学習推進事業では、「あいこうか生涯カレッジ」として12講座を開催し、65歳以上の受講生35人に専門的な学習機会を提供し、学んだ知識や経験を生かして、生き甲斐づくりからまちづくりへと広げる機会となった。

少年センター運営事業では、在宅時間が増えて相談件数も増加し、潜在化していた青少年の課題が顕在化しており、課題解決につながるように各種事業を実施している。

金の卵プロジェクト事業では、子どもたちに一流に触れる機会を創出し、夢や目標を持つことの素晴らしさや自ら未来を切り開こうとする力を育む次世代の人材を育成すべく、2月27日には書道家で現代アーティストの武田双雲氏を招く講演会を予定している。

文化振興推進事業の第15回展覧会は、コロナ禍で展覧を中止したが、インターネットで作品が展覧できる手法を初めて取り入れたほか、甲賀のアール・ブリュット作品の市内外への発信、産業等の様々な分野での活用、市民の豊かな生活を送るための糧となるように作品制作を応援する事業を実施し、共生社会をめざしている。

国民スポーツ大会事業では、2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回障害者スポーツ大会の会場として、本市においては9競技が予定されており、円滑に競技を受け入れできるように開催準備に係る計画・調査等を進めており、準備委員会の設立や、啓発物品を活用した市民への周知により、機運の醸成を図っている。

(4) 所見

公民館運営活動補助金について、公平の原則から統一化も含め、そのあり方を検討されたい。

スポーツに関する補助金について、寄附金を補助金に充てるといった運用がされているが、団体数も多くあることから、補助金のあり方を検討されたい。

釣銭の管理について、月内の利用状況が分かるような様式に統一をお願いする。

【歴史文化財課】

(1) 監査年月日

2月2日(水)

(2) 業務概要

歴史文化財課の業務は、調査管理係が担当する文化財保護及び調査管理事業、かもしか食害対策防護柵設置事業に関すること、埋蔵文化財係が担当する紫香楽宮跡整備活用事業、水口岡山城跡整備活用事業、開発関連遺跡発掘調査事業、市内遺跡発掘調査事業(民間開発事業に伴う試掘)に関すること、普及活用係が担当する歴史民俗資料館等の管理運営、文化財の普及活用に関することなどであり、課長以下会計年度任用職員1人を含む12人体制で行われている。なお、12人のうち2人は観光企画推進課との併任となっている。

(3) 監査事項

文化財保護推進事業では、国県市指定文化財の保存修理補助を行っており、昨年度に引き続き甲南町杉谷の正福寺木造金剛力士像修理事業や飯道寺収蔵庫扉、曳山修理事業等に対して補助を行っている。

紫香楽宮跡保存整備活用事業では、東山遺跡が国の史跡として追加となり、史跡指定の事務、用地測量、発掘調査報告書原稿の作成を行っている。

水口岡山城跡活用事業は、周辺地域の活性化と文化財保護が見える形で広げるために、地域のまちづくりと連動し、市のランドマークとして活用を図るための幅広い取組や市民協働が課題となっている。

(4) 所見

文化財保護について、公費として保護に関する必要な費用を見極め、引き続き、保存活用をお願いする。

【議事課】

(1) 監査年月日

1月27日(木)

(2) 業務概要

議事課の業務は、総務係が担当する議長公務調整、視察対応、議員報酬・費用弁償支給に関すること、議事調査係が担当する本会議、委員会、その他議事及び会議録の調製・保管に関することなどであり、事務局長以下会計年度任用職員1人を含む7人体制で行われている。

(3) 監査事項

議会改革の促進に向けた議会のICT化については、タブレット導入による議会関連資料のペーパーレス化、文書保存・管理の効率化を図るとともに情報伝達の迅速化をめざしている。9月から始まった委員会中継は、ウィズコロナ時代への対応と開かれた議会へとつながっている。また、会議録作成に係る業者委託により、事務の効率化を進めている。

11月には新議員を対象にタブレット操作研修を実施したほか、1月に予定していた湖南省議会との合同研修会・意見交換については、資料配布のみの対応となった。

(4) 所見

議会事務局の果たすべき役割について、引き続き、議会改革のサポートに取り組まれない。

【監査委員事務局】

(1) 監査年月日

2月2日(水)

(2) 業務概要

監査委員事務局の業務は、定期監査、決算審査、例月出納検査、財政援助団体等監査、随時監査、住民監査請求に関することなどであり、事務局長以下3人体制で行われている。

(3) 監査事項

公正で合理的かつ効率的な行財政経営を確保するため、監査計画に基づき決算審査、定期監査、例月出納検査などの監査等を実施している。決算審査は、決算や基金の運用の状況を示す書類等が法令に適合し、かつ正確であることを着眼点として実施した。また、定期監査については、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の

管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを着眼点として実施し、土地・建物の貸借契約書や所管する財産・現金等の管理状況の確認を行い、指摘事項があった場合は、措置状況について報告を求めることとしている。なお、コロナ禍のため施設監査、財政援助団体等監査、行政監査については実施を見送った。

(4) 所見

事務局においては、引き続き、最少経費で最大効果が得られているかを主眼とした監査となるよう取り組まれない。

【公平委員会】

(1) 監査年月日

2月2日(水)

(2) 業務概要

公平委員会の業務は、勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求、職員からの苦情相談に関することなどであり、事務長以下3人が監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

職員から寄せられる苦情相談等に対応できるように毎年、全国公平委員会連合会近畿支部や県公平委員会連合会主催の研修会に参加しているが、今年度は昨年に引き続いてコロナ禍の影響により中止となった。

なお、滋賀県公平委員会連合会から研修会開催の代替事業として配布されたハラスメント関連実務、人事労務管理に関する書籍を活用するなど、委員及び事務職員の資質向上に努めている。

また、現時点では勤務条件に関する措置要求、不利益処分に関する審査請求などの案件は提出されていない。

(4) 所見

職員の資質向上のため、研修受講等工夫しながら研鑽^{さん}されたい。

【固定資産評価審査委員会】

(1) 監査年月日

2月2日（水）

(2) 業務概要

固定資産評価審査委員会の業務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出に関することなどであり、書記3人が監査委員事務局との併任となっている。

(3) 監査事項

今年度は3年に一度の基準年度（評価替え）であったが、審査の申出は提出されなかった。なお、固定資産評価審査委員会を5月に開催し、税務課職員から令和3年度固定資産税の概要について説明を受けるなど、適正かつ公平な判断が行えるよう委員及び職員の更なる知識の習得に努めている。

(4) 所見

職員の資質向上のため、研修受講等工夫しながら研鑽^{さん}されたい。

【農業委員会事務局】

(1) 監査年月日

1月27日（木）

(2) 業務概要

農業委員会事務局の業務は、農地係が担当する農地法に基づく許認可及び農地パトロール、農地利用の最適化推進に関すること、農政係が担当する総会・役員会、広報、農業者年金に関することなどであり、事務局長以下5人体制で行われている。

(3) 監査事項

新しい制度2期目として令和2年7月にスタートした農業委員会では、農地パトロール及び農地利用状況調査、農地利用意向調査を基に、農地中間管理機構と連携し、農地の出し手・受け手の調整により農地の集積・集約を進めている。

農業委員と農地利用最適化推進委員の任期はいずれも令和5年7月までの3年間で、農業委員は主に農地法等法令に基づく許認可業務を行い、推進委員は農業委員とともに農地の有効利用を促進するため各担当区域で活動しており、農業委員会だよりの発行等

で情報発信に努めている。担い手の高齢化、遊休農地の発生防止・解消が課題となる中、「人・農地プラン」の未策定地域の対策が急務となっている。

(4) 所見

法令に基づく様々な業務を遂行いただいております、若い世代や女性などから幅広い意見を聴く取組も検討されたい。